

平成27年 5 月 19 日

◎依光委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10時 0 分開会)

本日からの委員会は、「平成27年度業務概要について」であります。

お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議ないものと認めます。

《危機管理部》

◎依光委員長 それでは、日程に従い、危機管理部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(幹部職員自己紹介)

◎依光委員長 続いて、危機管理部長から総括説明を受けます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎依光委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈危機管理・防災課〉

◎依光委員長 最初に、危機管理・防災課を行います。

(執行部の説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 まず、予定されている日米共同統合防災訓練の関係。今週末か来週中には示すと新聞報道がされています。その際に、まだ原因究明ができていないままに、オスプレイも訓練に参加することになれば、それは県としてはお断りしますよというスタンスに今あるのかどうか、そこはどうですか。

◎中岡危機管理・防災課長 中国四国防衛局には、事故の原因究明と安全対策がないと訓練はなかなか厳しいので、その説明はよろしく願いますという申し出はしています。

◎野々村危機管理部長 まず全体論としまして、高知県の被害状況を考えたときに、今回の国の具体計画で自衛隊14万人を派遣すると示されました。東北の事例で見ても、自衛隊10万人を3県。今度は10県に約10万人強を重点支援として配分することになっています。ですから今の自衛隊、消防等の応急救助機関の活動だけでは厳しい。そういう中で外国からの支援、特に、既に国内にいる在日米軍の支援というのは早期の支援を考えると非常に重要だと思っております。そういう意味で米軍の参加する日米共同の訓練は、非常に意義があるものだと思っております。ただ、防災訓練はオスプレイに限らず安全が最優先で行う

必要があると考えております。そういった意味で、この訓練にオスプレイが使用される場合は、当然、国において県民にしっかり合理的に安全だということがわかる説明は必要になってくると思っております。今回の事故も含めた原因、安全対策についてしっかり説明してくださいと申し入れはしているところです。

先ほど言ったように、では具体的な説明がなかったらどうするのかということですが、今週中か来週中には説明するという話が新聞報道にございました。そのときに、具体的に説明がなされないのであれば、もう一度期限を定めて説明してくださいと申し入れるつもりです。それはそれからまた判断したいと思っております。

◎坂本（茂）委員 ただ、各市町村の首長もコメントしているように、1回目のときも事前の説明を随分しましたけれども、今回はそのとき以上に事前の説明が必要になってくると思うんです。訓練実施までの事前の期間は十分とらなければならないと思うんです。そういう中で、来週の回答を待ってみて、明らかになっていない。また、期限を定めて先送りして考え方を聞くということで果たして当該市町村への説明は十分やれるのかどうかという問題が出てくると思うんですけれど、その辺はどうですか。

◎野々村危機管理部長 だらだらと延ばすつもりはございません。当然、市町村に対する説明、それから場合によっては香南市では特別委員会に対する説明なんかもやっております。そういう時間をしっかりとる必要はあると見ております。そういうことも含めて、期限を定めて説明をしていただきたいということに、まずは持っていきたいと思っております。そこを聞いてから判断したいと考えております。

◎坂本（茂）委員 中国四国防衛局から返事等があった場合は、その都度、委員にも報告いただくということはよろしいですか。

◎野々村危機管理部長 中国四国防衛局からの回答等につきましては、全委員にお知らせするようにさせていただきます。

◎吉良委員 それにかかわってですけれども、あす、団としても知事、副知事に申し入れを予定していたんですけれども、突然、ハワイでの事故が起きて驚いているんですけれども。今まで知事も議場でその安全性については非常に懸念があるという答弁をなさっているわけです。そのことを重要視すると今回の事故の原因究明を含めて明らかにならない限り、県としては防災訓練にふさわしくないという姿勢を県民に示していくことが非常に大事だと思うんです。

ネパールへの救援活動に行って、屋根を吹き飛ばして現地の人たちに役立たずと言われている、全然使えなかったということがこの5日に報道されているわけです。今回のハワイの事故でも、果たして防災訓練にふさわしいかどうか、県民はますます懸念をなされていると思いますので、ぜひとも県としてそういう態度を明確に早期に示していくことが必要だと思うんですけれど、そのことについて再度答弁をお願いしたいと思います。

◎野々村危機管理部長 先ほども申したとおり、防災訓練ですので安全確保は最優先です。そういった意味で、とにかく今回の事故も含めまして、合理的に納得できる説明が当然必要だと思っております。それがなされるかどうかというのはしっかり判断していきたいと思っておりますし、原因がわからないというままで、なかなかやりづらいという思いは我々も持っております。そこは防衛省に対してしっかり説明をいただくという考え方でおりますし、説明を受けた早い段階でそういう判断も含めてしたいと思っております。

◎桑名委員 近傍居住についてお聞きします。年々、体制を整えていただきましていいことだと思いますが、市町村の体制ですけれども、例えば、高知市が揺れれば、市町村は自分で役場に行くでしょうけれども、高知市が揺れずに深夜に津波が来るかもしれない。以前聞いた話だと、そのときに県が各市町村にファクスを流したけれども、実は受け取れてなかったことがあるんですが、県のほうは24時間体制をとっていますけれども、各市町村の体制はどこまで進んでいるんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 市町村の体制を全部掌握しているわけではございませんが、ほとんどのところが庁舎に守衛がいる体制だと思います。市町村によって違いますけれども、警報が出たときにいろんなシステムを使って職員に連絡が行くところもございまして、受付の非常勤職員が气象台からの警報を受けて連絡する市町村もあり、まちまちです。

もともと市町村は近隣の方が多いんですが、ほとんどの職員が市町村外から来られているところもあり、いろんな課題も去年1年間でお聞きしております。職員数も少なくても大変というはあるんですが、市町村が一番のかなめになるのは間違いありませんので、市町村の近傍居住をどうするかというのは、市町村の方と一緒に話をしていきたいと思っています。

◎桑名委員 近傍居住というよりは県の情報が市町村の担当官にしっかりつながる体制をどうとるか。例えば、先ほど言ったように北海道で深夜大地震があった、でも高知は揺れてない、ただし津波が来るかもしれないとなったときに連絡が届かなかつたらいけないので、そのところですね。

◎中岡危機管理・防災課長 私たちもそうですけれども、県外とか海外も含めて、地震が起こったときの遠地津波については、防災行政システムを通じて私たち職員には連絡が入るようになっていきます。市町村も気象庁と私たちとも連携していますので、入るようになっていきます。そういう意味で体制はとれているということです。

◎桑名委員 それともう1点は、県にも指導官ということで自衛隊のOBがお二人入っていただきまして、去年も言わせてもらったんですけれども、市町村は、今年度はどこか新しく入っているところがありますか。

◎中岡危機管理・防災課長 昨年度も桑名委員からその話をいただきました。今、市町村で入っていますのが香南市で、ほかは私どもが間に入り話をさせていただいていたんです

けれども、現実的には入ってないです。

当然、希望されるところもありますけれど、やはりマッチングということもありまして、なかなか成果が出ていないです。

◎桑名委員 本当に修羅場になったときに自衛隊が助けに来てくれるんですけども、自衛隊との連携は、やはり自衛隊同士じゃないと用語の使い方も違うし、その大切さがあると思うんです。それが進まない理由をお聞きすると、人件費が合わないということですけども、合わないといっても2,000万円も3,000万円ももらっているわけじゃないと思うので、自衛隊OBの任用は、全国的にはどんどん進んでるのに高知県が進んでいないというのはいけないと思うので、被害が大きいと思われるところは粘り強く自衛隊の任用を進めていっていただきたいと思います。

◎野々村危機管理部長 それに関しまして、南海トラフ地震対策の9県知事会議でもそういう課題を認識しておりまして、昨年度から自衛隊の職員を防災監みたいな形で採用するに当たって、市町村に対しての財政的な支援を検討してくださいという政策提言もさせていただいております。

◎桑名委員 お願いいたします。

◎浜田（英）委員 今、各市町村は地方創生に係る地域版の総合戦略の策定に躍起だと思えます。9月ぐらいまでにはお示ししなければいけないので、この6月の市町村議会あるいは9月議会にはお示しができるような体制で臨んでいるところだと思います。それで地域創生の総合戦略を考える上で、国土強靱化あるいは防災の視点は欠くことができないと思うんです。地域も総合防災の地域版の策定を進めていると思いますが、市町村の地域防災計画の進捗状況は今把握していますか。

◎中岡危機管理・防災課長 国土強靱化の関係じゃない、地域防災計画ですか。

◎浜田（英）委員 その中へ国土強靱化とかそういうのを盛り込んでいくべきだと思います。それと、地方創生の今、地方総合戦略がある中で防災を交えた市町村の要望がどれぐらい上がっているかというのはまだわからないですか。

◎中岡危機管理・防災課長 県も地域防災計画を策定する必要があります。市町村も地域防災計画を策定しておりまして、例年でいいますと、災害対策の基本法が変わったとか、いろんな対策の中で改正する場合、それから市町村独自でもっと地域防災計画をバージョンアップさせるということで改定はされておりますが、基本は市町村の防災会議の中で決定をするようになっております。県には報告があるということなんですが、今の段階で地方創生とか国土強靱化を含めてはまだ取り組めてはないんじゃないかと思うんですが。

◎野々村危機管理部長 結局、国土強靱化計画は、国の国土強靱化に関する計画の一番上、アンブレラ計画という言い方になっております。ですから、国の防災計画にも強靱化ということは直接書き込まれてはいません。現在、県の国土強靱化地域計画を策定中です。今、

県内では高知県、それから高知市が国土強靱化の地域計画を策定中です。何とか6月末、7月の早い時期には県としても仕上げたいと考えていますが、市町村の国土強靱化計画はなかなか大きなメニューになってきます。高知市ぐらいなら1市町村単位でつくれると思うんですけども、これが小さな市町村単位で一つずつつくる必要があるのかも含めまして、一定まとまった地域でつくることも考えていかないといけないと思います。

そういった市町村の地域計画のつくり方については、今後また議論をしていきたい。現在、ほとんどが県もしくは政令指定市、県庁所在地クラスの中核市ぐらいまでですので、そこから先にどう広げていくかというのは、今後国全体としてもまだ議論があるところだと思っております。

◎**浜田（英）委員** 高知市が県と連携しながら計画を立てていることは知っておりますけれども、やがては市町村も必要になると思います。特に南海トラフ地震特別措置法と国土強靱化法と今回の市町村の地方創生。この3つの法律が整合性を持ってやっていかないといけないことなので、市町村は計画に翻弄されると思います。特に、地域の計画を立てる上で、例えば高知県は高速道路のミッシングリンクが多いです。肝心のインターチェンジの位置もまだ示されていないところがいっぱいありますので、全体の法線は別としても、前倒しでインターチェンジの位置ぐらい決定をしていただくと非常に地域防災計画が立てやすいと思っております。そんなことも土木部と協議をいただきたいと思っております。

それともう1点、オスプレイがやってくるのは発災後ですけども、初動体制はやはり県有4機のヘリコプターの活躍になります。これについては消防防災課でお話があるんですか。

◎**野々村危機管理部長** そのとおりです。

◎**浜田（英）委員** それともう1点、県内のラジオの難聴地域は、現在何カ所ありますか。

◎**中岡危機管理・防災課長** 昨年度から難視聴の調査を始めていまして、まだ全体は把握はしていませんが、所管は情報政策課です。

◎**浜田（英）委員** 難聴地域はかなりあると思うんですけども、これも早く解消しなきゃいけません。例えば、私は東からこちらへしょっちゅう車で通っていますが、ラジオを聞いています。安芸警察署の前を通ると必ずぶわっと妨害電波みたいな音がするんですが、これは、警察無線が大分かぶってきているのかなと思ったりもします。そんなことも調べていただきたいと思っております。安芸市のかなりの地域で難聴の地域があると思っておりますので、これも早急に整備をしていただきたいと思っております。

それから、あと1つ、地域本部はこれから車を配備していくということですけども、今ジムニーですよ。私は前の議会するとき軽四はやめたほうがいい、ジムニーはいざ有事のときは力を発揮するかもわからないけれど、ふだん使うには非常に使い勝手が悪いです。人が後ろへ乗れない。できればスバルのフォレスターとか、ほんのちょっと高いくら

いですがけれども、ああいうのにしたほうがいいんじゃないか。

◎中岡危機管理・防災課長 昨年度、ジムニーを配置しました。今年度人員もふえるということでもう1台、箱バンになりますけれども配備をするようにしています。その2台で機動的にいきたいと思います。

◎浜田（英）委員 ジムニーを置くんだったらオフロードバイクを1台構えて、あとは、箱バンの四駆が機動力があると思います。

◎中岡危機管理・防災課長 バイクにつきましても、主に拠点への整備になりますが、ふだんは地域本部が使います。今年度、2台分の予算をとっておりまして、そこで配備をしたいと思っています。

◎吉良委員 危機管理防災費の中の自衛官の募集事務費は法定受託事務だとおっしゃっていますけれども、具体的に県としてはどのようなことをなさっているのでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 国費は40万円ですけれども、各ブロックで市町村の説明会をやります。これは自衛隊の地方連絡本部と一緒にやりますが、その旅費ですとか、毎年、自衛官募集のためのポスターをつくっています。県出身の隊員の写真を載せたり、その年々で違うんですけれども、それが一番大きい経費です。

◎吉良委員 この間、中谷防衛大臣もちょっと行き過ぎだったという答弁がございますけれども御存じですか。

◎中岡危機管理・防災課長 はい。

◎吉良委員 市町村が18歳の市民の情報を本人の承認なしに他団体に提供することについてのことだと思いますけれども、まず県としてそのことについてどのような判断をなさっていますか。

◎中岡危機管理・防災課長 市町村が持っています個人情報、私どもが持っている自衛隊法の枠組みと住民基本台帳法の枠組みがあると思います。あくまでも自衛隊法でいう18歳未満の方の情報は提供をお願いしていただくということで、基本は住民基本台帳法になっていると思います。

防衛省は昨年度のいろんな事案があったときにも公式のコメントをしておりますけれども、やはり自衛隊法では協力の要請で、それに基づいて市町村が閲覧なりを認めているということですので、そのスタンスと同じです。今、吉良委員が言われたのは、高知市とのやりとりのことかと思いますが、防衛省がコメントしていますように、やりとりの中でちょっと行き過ぎた面があるのかなと思っております。県のコメントというよりも防衛省のコメントがそういう形で出たということです。

◎吉良委員 各市町村に対しても県の立場を明確に示して、今後そういうことがないように徹底していただきたいと思います。

◎依光委員長 地域本部の関係で災害時要配慮者の個別避難計画ということで、非常に期

待が持てるところで保健所とも連携ということですが、計画を立てたその情報を市町村に返すと思うんですけど。実際の避難になったらだれがどう助けるのかとか、その点で個人情報とかその辺あるのかなと思うんですが、情報の管理はいかがでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 これ自体のメインが地域福祉部で、もともと市町村が策定するものでして、地域本部はいろんな情報を持っていますので、福祉保健所が市町村の策定と一緒にかかわって支援するということでして、個人情報の部分について今お答えできる情報はありません。

◎依光委員長 しっかりやっていただければと思います。

◎上田（貢）委員 1点だけ。延焼シミュレーションのことでお伺いしたいんですけども、空き家の問題は。

◎中岡危機管理・防災課長 延焼シミュレーションは消防政策課になります。

◎依光委員長 以上で、質疑を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 次に、南海トラフ地震対策課を行います。

（執行部の説明）

◎依光委員長 質疑を行います。

◎西森委員 市町村支援制度の拡充ということで、みんなで備える防災総合補助金、そして地域防災対策総合補助金をつくって支援をしてきたわけですけども、この地域防災対策総合補助金は平成27年度までになっているんですけど、まだここは進めていかないといけないと思うわけです。この平成28年度以降の見通しをどう考えているのか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 補助金を作成する段階で3年の時限を設定していましたが、市町村の利用状況とかニーズもたくさんございます。今年度、継続につきましては検討していきたいと考えています。

◎西森委員 状況を考えると、やはりこれは続けていく形になっていくのかなと思います。しっかりと検討をしていただければと思います。

あと、津波避難対策等加速化臨時交付金に関しても、地域津波避難計画の点検を平成29年までやっていくので同じようなことが言えるのかなと。その点検の中で、当然、まだこの地域にも避難路・避難場所を整備しないといけない状況にもなってくると思うんです。そのあたりはどんな感じでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 この交付金以外に緊急事業計画を沿岸域で策定しまして、都市防災総合推進事業によって避難路・避難場所を作成することもできます。また、この交付金につきましては、現在、計画総数としまして、タワーについては115基、避難路・避難場所については1,445カ所の計画を持っていますけれども、これが概成するようになっていきます。このため、平成27年度までに予算化したものを対象としまして、1年延長して対

応していくことを考えています。

◎西森委員 点検をしていく中で、やはりそれは必要ですねという状況になってきたときの対応は、先ほど課長が言われた補助金みたいな形での対応も考えていくということですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 特別措置法によりまして、3分の2にかさ上げ措置がされています。そういう措置も活用して、整備をしていくことになるかと思えます。

◎西森委員 あと、避難所の運営マニュアルについて教えていただきたいですけれども、モデル的にまず10カ所をやって、最終的に市町村そして地域住民と連携をとりながらそれぞれの避難場所の運営マニュアルをつくっていかないといけないんですけれども、実際、最終的につくるのはやはり地域住民になるんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 市町村と地域住民が連携してつくっていくことになるかと思っています。けれど、現在、市町村はマンパワーの不足とかいろんな問題がございまして、平成27年度は地域本部が主体となって見本を示していこうということで10カ所のモデル避難所を選定して取り組みを進めていくことを考えています。

◎西森委員 906カ所あるということで、ことしはモデルを示す。それを参考にしながら地域住民が中心となりながら市町村も一緒になってつくっていく。これは目標的なことになろうかと思うんですけれども、最終的に906カ所全部やりたいと。できないところもあるかとは思いますが、どんなイメージを持たれているのか。

◎野々村危機管理部長 ことし10カ所やります。10市町村でやる予定ですが、その市町村だけではなくに、各地域本部ごとの各市町村の担当職員にもモデル地区での作成に参加いただく形で、その10市町村だけではなくに残りの24市町村の職員も一緒にノウハウを共有していただく形で加速化していきたいと思っています。

それと、900カ所ございしますが、例えば、50人以下とか30人ぐらいとか小規模な避難所も3分の1ぐらいございします。我々のつくったマニュアルはかなり大規模な避難所を対象にしてつくっています。そこまでがちがちにつくり込まなくても小規模のところでは簡単にひな形がつくれたら皆さんがちょっと話し合いをしたらつくれる形になってくると思いますので、そういうところで加速していく。大きなところはとにかく地道にやっていく形で進めたい。現時点でいつまでというのは御勘弁いただきたいと思っています。

◎西森委員 こういった地震が起きた後の対応を、地域住民がどこまで考えていくのかというのは非常に大事。東北の例でも明らかなわけであって、行政が避難所の運営なんかできないという状況もあるわけです。そのあたりの住民意識をどう変えていくか、しっかりと考えながら進めていっていただきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 防災士を養成するというところで、ずっとやられているんですけれども、高知市は独自にやっている部分もあって、今、高知県内でどれだけの防災士が養成されて、

その防災士が地域でどれだけ具体的に防災活動を担っているのか。防災会の役員になったりとかいう状況がわかれば教えていただきたい。いろいろ聞くと、防災士の資格は取ったけれども地域での活動に参加されていない。自分の資格みたいに思っているという声も聞きます。公費をつぎ込んでいるわけですから、その方たちが地域で活動してもらわないと困るわけです。その現状がわかれば教えていただきたい。

もう一つは、高知市などと共同してやっている長期浸水対策連絡会の今後の予定はどうなっているか。

3つ目は、これから復興方針を具体化していく中でアドバイザーの経費が予算に計上されていると思うんですけども、予算見積もりでは1人となっています。これは、アドバイザーは1人でこれから検討されるのかどうか。

4つ目に、13ページに入っていました家具転倒防止金具等の取り付け作業による経費。今までは高齢者だとかいろんな制約があったわけですけども、全世帯を対象にしたときに市町村が対応可能なのかお聞きしたい。

最後に、先日も内閣府から地区防災計画のモデル事業の募集があったんですけども、高知県からどれだけの応募があったのか、その点についてお聞きしたい。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 まず、1点目です。防災士の数ですけど、平成27年3月現在で1,510名です。防災士の地域での活動ですけども、今年度から予定しております現地点検とか、そういうところに一緒に入ってもらって活動していただくことを考えています。リーダー研修等もやっています、防災士のスキルを上げるような取り組みもしています。

2点目、長期浸水対策連絡会の関係です。3月30日現在で長期浸水対策連絡会の下に勉強会をセットしてしまっていて、応急救助機関も含めまして、救助・救出などの対応のオペレーションについて実際に検討を進めています。こういった担当者会等を引き続き開催して、長期浸水対応をやっていきたいと考えています。

復興方針のアドバイザーを、今のところ1名計上という点ですけども、まず学識経験者の先生方に学んでいこうということで1名確保しておりますけれど、必要に応じましてその他の先生に来ていただくことを考えています。

4つ目、家具の固定の関係で全世帯を対象としました。これにつきましては、市町村に対して補助事業の説明会を実施しています。市町村と連携して取り組みができるようになると思っています。

5点目、地区防災計画につきましては、高知市の下知地区が地区防災計画をつくるべく、活動を予定しているという情報を南海トラフ地震対策課でつかんでいます。

◎坂本（茂）委員 最後のモデル事業はもう締め切られているわけですよね。それについて県としても申請は上げていただいたということですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 下知地区について、モデル事業に申請を上げています。

◎坂本（茂）委員 家具転倒防止で言うと、市町村に対してそういう説明しているけれども、実際に市町村が全世帯を対象にして、例えばここまで拡大しましたよと。だから積極的にやりましょうという住民に対する広報を始めているのかについてはいかがか。あと、防災士に現地点検などに参加してもらうことを考えているとしたら、地域にどういった方が防災士でいるかがわからないと要請もできない。ただ、個人情報の問題とかいろいろ出てくるかもしれないですし、そこらあたりどんな仕組みを考えられているのか教えていただきたい。

◎野々村危機管理部長 防災士の話を私のほうから説明させていただきますと、今年度から応募される方は、個人情報を市町村へ提供することに同意をいただいて、講習を受けるようにしていただきます。昨年度も最終的に同意をいただいて、地域での取り組みをするときには、どういう方が何人いるというのは、各市町村でわかる体制は昨年度の後半からとっています。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 家具転倒防止の広報の関係ですけれども、市町村と地域が一緒になって広報していく必要性がありますので、広報については市町村がこれから地域のほうにやっていくことになるかと思っています。

◎坂本（茂）委員 そうしたら、これからという段階ですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 はい。

◎浜田（英）委員 遺体安置場、また火葬場が少なかったら仮埋葬場も検討をしていかなきゃならないと思いますが、助かった命をつなぐ対策として市町村がこれ以上に困るのは恐らく瓦れきの処理場だと思うんです。高知県は県土の84%が森林ですから平地が非常に少ない。

この間、香南市の吉川の港の近くに香南会の施設があつて高台のほうに移転しました。そのときも皆さんとお話をしたんですが、吉川の港へもたくさんの震災瓦れきが押し寄せてくる。この量がすごいだらうと。漁港とかあるいは港湾のBCP計画を立てる中で、瓦れきの処理は市町村がやっていけないといけいすよね。香南市は広い香長平野があつて、ここはどこでもつくれる。しかし、奈半利町とか田野町とか、東の海のすぐ山というようなところは一体どこへ震災瓦れきの処理場をつくるんだらうと。臨時的には運動場とかへできるんでしょうけれども、これを処分するにはかなりの平地も要るだらう。これの造成とか対応は各市町村だけではとても無理だと思うんですが、震災瓦れきを本格的に処理する焼却場も要るんでしょうけれども、処理場については県もかなり支援しないといけいすと思いますが、いかがですか。

◎野々村危機管理部長 非常に難しい対応だと思っています。復旧していくためには、どうしてもまず1回近くで仮置きしなければなりませんので、その仮置き場をどこに構える

か。これは公共用地だけでは各市町村も厳しいところもございますので、先ほど南海トラフ地震対策課長から説明しました応急期機能配置計画の中で、第一歩として、民有地の利用も含めて仮置き場を定めることに、ことしから着手していこうとしています。その後、じゃあそれをどこへ持っていくのかは、もう一歩先の対策になってきまして、現時点ではそこまでよう踏み込んでないのが実情です。

◎**浜田（英）委員** 東北の実態を見させていただいたときに意外と震災瓦れきの焼却がスムーズに進みましたよね。あの焼却炉は、後、そのまま稼働しているわけですか。

◎**竹崎南海トラフ地震対策課長** 東北の事例では処理が済んだ施設を取り壊した事例もあると把握をしています。現在、中土佐町をモデルとしまして、応急期機能配置計画の手順書をつくっています。地域のロケーションとかいろんなことを踏まえて、市町村で確保しなければならない事項とその他広域で調整すべき事項がありますので、まずは市町村ごとに応急期機能配置計画をつくって、こういう点ができないというところを掘り起こしまして、県も間に入って広域で調整していくことになると思っています。

◎**浜田（英）委員** 海岸線が700キロメートル以上ありますので、膨大な震災瓦れきが海岸へも打ち寄せますよね。そんなことも含めてある程度広域計画は立てていくべきじゃないかなと思いますので、ぜひその点もよろしくお願ひしたいと思います。

◎**桑名委員** 関連ですけれども、トイレの処理の仮置きです。これから避難所とかできてトイレなんかも設置されるんでしょうけれども、東北の事例、岩手だったかな、全国のバキュームカーが集まって避難所へ行く。1台分いっぱいになったら4時間ぐらいかかって処理をするところに捨てて、また4時間かかって取りにいくということで、すごい効率が悪かったというお話を聞いているんです。多分、高知県の場合は香川県かどこかまで持っていかなければ処理するところがないので、中継タンクをつくっていかないと、バキュームカーが応援に来て1日に1回くんで終わりみたいなことでは対応できないので、そういったところも研究をしていただきたいなと思っています。

それともう一つは、いろいろな団体が災害協定を締結していますが、ペーパーで書いている中身は十分理解できることで書かれていると思うんですけれども、しっかり機能できる体制か本課のほうでチェックしているのか。訓練でやるときには団体も来てやるんでしょうけれども、例えば総合防災拠点配置について、物資等の集積・仕分けとあるんですけれども、室戸市だったらどこの会社が何台車を持ってこられるのかとか大ざっぱな協定はトラック協会が結んでいるけれども、その団体自体がどこまで深く掘り下げてやっけるかのチェックを県もしていかなければならないと思う。今は協定を結んで数年しかたっていないですが、地震は何十年後に来るかわからないんですが、ここの地域はどこの会社が来るんですかということをお互いの中で認識し合うことも大切だと思います。そういったチェック体制はとれているんでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 国が応急期対策の具体計画を3月末に決めました。それは都道府県の被災状況を待たずに、物資とか、人員を送り込んでくるというプッシュ型でして、それも受けて検討したんですが、今、委員が言われたように、物資につきましても、トラック協会とは協定を結んでいますけれども、例えば、国から物資がどんと来たときにそこから市町村なりへ運ぶときにどうなるかは、今まで検証はしていません。この具体計画も受けまして、今年度、実際にトラック協会、それ以外の協定業者も含めて検討しまして、第3期の南海トラフ地震対策行動計画の中にもしっかり位置づけていくことで検討を進めようと考えております。

◎桑名委員 この協定がしっかり機能できる体制をつくってもらいたいと思います。

◎西森委員 緊急用のヘリコプターの離着陸場の整備事業費補助金の関係ですけれども、今年度で一応終了する形ですけれども、市町村とかから上がってきた希望はこれで対応できているという考え方でいいのでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 補助金を計画するときに市町村の聞き取りをして計画をしています。なおかつ、今年度につきましては道路啓開で一定期間孤立する箇所も含めまして予算もふやしているところです。まだ、道路啓開計画の進捗も含めて孤立する箇所が出てくるかと思しますので、これにつきましても再度検討すべき課題であると考えています。

◎西森委員 あともう一つ、この整備をしていく場合に補助限度額1,000万円というのは、用地費用であるとか、そこに行くまでの道の整備の費用も含まれるのかどうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 用地費用は対象外で、向かう通路の整備については補助金の対象になっております。

◎依光委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎依光委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時59分～13時1分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈消防政策課〉

◎依光委員長 次に、消防政策課を行います。

(執行部の説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 東日本大震災で、宮城県の防災ヘリコプターが仙台空港でぶかぶか浮

きながら流れている映像が目に焼きついて離れません。あれは給油のためにおりて来たところへちょうど津波が来てしまったので、ああいう状態になりました。あの教訓から高知県有の防災ヘリコプターは、ぐらぐらと来たらずぐ飛び立てるように、できるだけ格納庫から外へ出してスタンバイをしておこうということで、まずは、大きな地震が来た場合はすぐに飛び立って、津波にさらわれた人を次から次へ拾い上げて高台へ移動させるということを知っています。現在、ドクターヘリ「ゆうきのはな号」、県警の「くろしお号」、それから「おとめ」と「りょうま」。それぞれ装備品が異なっている部分と共通している部分があります。例えば「おとめ」の場合は、消防庁から貸与されたヘリコプターなので、もしも大きな地震が来た場合に、内閣府から、「おとめ」は直ちにヘリサットで状況を撮影して東京へ送れという命令が来ても、防災ヘリコプターは一番は人命救助です。ですから、そのときは県警の「くろしお」もヘリテレを積んでいますので、県警も消防庁へ送れるヘリサットのインターネット映像があったら、「おとめ」が人命救助に専念できます。そんなことも考えていけないといけないと思います。それから、最初にぐらぐらと来たときにそれぞれがどんな活動をしていくか地震の大きさによっても違うでしょうけれども、無駄がないように日ごろからの連携した訓練は進めているんでしょうけれども、一番心配なのは、国から、「これこういうふうな活動をせい」と指示される場合があったときに、こちらは人命救助を優先しないといけないのに、国が全体の被災状況がわかる映像が欲しいがために「そっちを優先せい」となりかねないんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうでしょう。

◎野々村危機管理部長 我々は1時間以内に飛び立てることをめどにしています。最初の1時間以内というのは津波がまだ来ている状態です。その時点で飛び立って、津波がおさまるまでには最低でも6時間ぐらいかかりますので、その間、被災情報を収集する。その後、人命救助活動に移っていくんじゃないかなと考えているんですけども、うちの4機だけではなく、国土交通省が持っています「愛らんど号」、それから、海上保安庁が持っているヘリにしても、恐らく自衛隊の持っているヘリなんかもすぐ来ますので、そういうのも含めて運用していきたい。昨年度、陸海空の自衛隊のヘリ、海上保安庁もそうですが、応援に来てくれたヘリも含めて災害時にこういう形でコントロールしていきますという受援調整計画をつくっておりますので、受援調整計画に基づいて訓練を行い、計画そのものをバージョンアップしていきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 災害が夜中にあつたらみんなは宿舎で寝ているから、ヘリパッドまで到達する時間を考えたら1時間以内というのはわかるけれども、津波が来たらそこら辺でおぼれる人であふれていると思うんです。これを1人でも2人でも多く救助することは、ヘリコプター1機の値段より、もっと人の命が大事です。それをやってから情報収集はその後でもいいと思うんです。情報収集は「りょうま」も「おとめ」もホイストがついてい

ますけれども、県警のE C 135 のホイストは余力はないですので、むしろ県警のヘリテレで情報収集をしてもらう。防災ヘリコプターは人命救助に徹するという連携を考えないと、津波でおぼれる人がたくさんおりますから、それは逆じゃないかと思うんですが、いかがですか。

◎野々村危機管理部長 委員のお話も含めて、今後ヘリのそういう受援調整計画みたいなものも現実に即したものにどんどん改善していきたいと思います。

◎上田（貢）委員 地震火災対策についてお伺いします。私は高知市北部の秦地区に住んでいまして、津波よりも火災が心配されています。今、ガスにはマイコンメーターがついていまして、震度5以上になると消えるようになっています。石油ストーブも電気ストーブも傾いたり揺れたらとまる。ボンベにしても津波に流されてホースが引きちぎられても遮断弁がついていますので流れない。それと高知県のLPガス協会は日本でもトップレベルだと聞いておりますけれども、まず、火元は何を想定しているか聞きたいです。

◎土居消防政策課長 火元の関係につきましては、お話のありました電気器具類、あとガス・石油器具類を想定して指針をつくっております。阪神淡路大震災もそうですし、東日本大震災も、わかっている出火原因でいうと、電気火災の占める割合が6割以上という数字になっております。電気ストーブなどが転倒して、そのときは消えているんですけども、熱を持っている状態で倒れている、転倒した家具とか、カーテンなんかと接触してそれで火災が発生する。あと、地震発生時に火災は発生しない、もしくは地震発生時に停電するんですけども、通電して電気が回復したときに、例えば電気ストーブが消えていなくてついたがために火事になるといった原因で火災がっております。電気火災に対する対策としては、感震ブレーカーという、揺れが起きたときにブレーカーを自動的に落としてくれる装置があるんですけども、それを推奨していこうと指針にも書いているところです。委員からお話がありましたように、現在、ガス・石油器具類につきましても、安全装置の備わった器具類の使用が推奨されているところですけども、まだそういったものにかえられていない方もいらっしゃいますので、普及促進を啓発するといったことを指針に盛り込んでおります。

◎上田（貢）委員 先ほど阪神淡路大震災の話がございましたけれども、あの震災のときに破壊消火というのがあったんです。江戸時代の火消しのように、火の道を切るというか、家を破壊するわけです。そういったことも当然考えていく必要があるかと思っておりますけれども、そういうことは考えていらっしゃいますか。

◎土居消防政策課長 現在つくっております指針の中では、初期消火に対する考え方とか、周りに火が燃え広がらないように、周りの家に水をかけるといった延焼防止。それにつきましては軽可搬式ポンプも日ごろから使えるように訓練しておきましょうといった、どちらかというと地域住民に対してこういう取り組みをしてくださいと市町村が計画に盛り込

んでもらうために指針としてつくっております。破壊消防につきましては、消防職員とか団員が実際に現場で活動を行っていくものになってきますので、私どもがつくっています指針、それから市町村がつくっていく計画の中には盛り込んでいくようにはなっていないです。

◎上田（貢）委員 もう1点。私、消防団をやっています以前から思うんですが、消防車の排気ガスの排気口が低いじゃないですか。私も98豪雨のときに車が浸かったんですけども、アクセルを踏んでいるときはかまいませんけれども、アイドリングしたときに水を吸い込むわけです。それで消防車もとまるわけですが、例えば排気口を上げるとかという対策を考えないといけないと思うんですけれど。

◎土居消防政策課長 そのあたりは十分認識がなかったものですから、消防職員とか団員から御意見を聞いて勉強しておきたいと思います。

◎野々村危機管理部長 今回の指針で対象にしているのは、L1津波の浸水区域外ということにしております。大津波警報が出ている間は、常備消防であろうが団であろうが浸水区域の中には入っていくのは困難だろうと考えております。ですから、消防車両が水に対応するという部分まではこの指針の中では整理しきれていないところです。

◎坂本（茂）委員 火災対策の問題で、地震火災対策は、先ほど言われるように津波浸水区域外ということで。第1回の火災対策の検討会のときに「津波火災はどうするんですか」という委員からの発言があって、県としては「それは別のところで検討しています」という話ですよ。ところが、別で検討している津波火災への対策は、今の段階は避難対策とかはないですよ。結局、石油基地や農業用・漁業用燃料タンクの火災対策で、避難対策はうたい込まれてないと思うんです。12ページのところを見て、命を守る火災対策のところ、市街地の大規模火災への対策は避難対策が入っているんです。ところが津波火災への対策のところは避難対策が入っていない。項目では入っていますということかもしれないですけど、やはり基本は石油基地からは津波火災を出さないというのは大前提だろうと思うんですけれども、出たときにどうなるか、これまで私どもも議会でずっと提案をしてきて、なかなかその対策が講じられない状況。しかし住民はそこも大きな不安材料としてあるわけで、そういった意味で二本立てでこの火災対策をやっていますけれども、そこが住民の不安解消に十分つながる対策になっていくのかどうか、その辺は現状どうでしょうか。

◎野々村危機管理部長 石油基地を中心にした火災対策ですが、現状ではまずL1、L2の津波で石油基地がどうなるのか、特にL2でどうなるのか、一生懸命整理しております。おとしから去年の初めごろですか、最悪の被災シナリオは想定しています。当然、L2の地震の揺れ、津波で石油基地のタンクが流されてとか、壊されて漏れた石油が浦戸湾内に広がって、それに瓦れきなんか混ざって火がつくことによって、浦戸湾全体もしくは

浸水区域に火が広がっていくという最悪の事態を想定したシナリオはございます。それに対してどこで対策がとれるのかというポイントも整理しています。とにかく何らかの手をつける検討をこしはしていかないといけないと思っています。それと、長期浸水区域での救助救出につきまして、避難ビルがございますので、火災そのものは置いておきますが、長期浸水区域での救助救出につきましては、現在、長期浸水対策検討会の下に、先ほどの南海トラフ地震対策課で説明しましたが、県と市、それから消防なんかが一緒になって救助救出の連絡会という形でやっております、それも今年度内には何らかの救助救出の対策を示していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 さっき南海トラフ地震対策課長にお伺いした、連絡会の中の担当者会レベルの議論かもしれませんが、近々あるんじゃないですか。

2月か1月に第1回の連絡会の検討会が開かれたんですよね。その後担当者会とかあったとして、それらが公表されてなかったらどういう議論になっているかわからないです。例えば2月議会で私が言ったように、関連地域の人意見をどう反映させるかも含めて、そういったことがきちんとされているのかどうかが見えてこないんです。やるんだったらきちんとやってもらいたい。

◎野々村危機管理部長 今週の木曜日にあるのは、そういった話ではなしに、県と市の防災部局と市の消防部局の課長級以上の部長・副部長級が、県市のことしの防災対策を、課題を持って連携してやろうという話し合いの場です。ただ、先ほど言うように、住民参加の部分につきましては、この前の議会のときにもお話ししたように、技術的な議論についてはなかなか厳しい部分があるかもしれませんが、救助救出と住民がかかわる部分については、どういう聞き方をするかは別としまして、住民の皆様の意見をお聞きしていくことになっております。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 先ほど話をしましたように、県と市で具体的に長期浸水区域内でどのように救助救出をするのかといった点などについて話し合う場がありますので、そのときに住民の意見をどのように反映していくのかという論点についても検討していきたいと考えています。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部の業務概要を終わります。

《健康政策部》

◎依光委員長 次に、健康政策部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

（幹部職員自己紹介）

◎依光委員長 続いて、健康政策部長から総括説明を受けます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎依光委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎依光委員長 まず、健康長寿政策課を行います。

(執行部の説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 保健衛生総合庁舎の整備は免震庁舎になるわけですか。

◎中島健康長寿政策課長 免震装置を活用しています。

◎坂本(茂)委員 その際、東洋ゴムはもう使わない前提で仕様書とかはつくるんでしょうか。

◎中島健康長寿政策課長 実施設計が3月で終わっています。保健衛生総合庁舎の建築の概要を簡単に説明させていただきますと、既存に衛生研究所が入っておりまして、繊細な研究機関ですので、移転することによって慎重な対応を迫られると。また機器の移設に伴う経費もかかりますことから、敷地内での建てかえをするために、まず、工期を2期に分けています。今の建物の北側に自走式の駐車場があるんですけども、1期としまして、今その解体工事に入っております。その解体工事が進めば第1期棟を建設して、今の庁舎から衛生研究所が移転する。その後、今の庁舎を解体して第2期棟という形で、一気に建物全体を建築する計画にはなっていません。ですから、まず1期と2期がジョイントするといいたいでしょうか、強度の耐震対応検査の関係もございまして、普通の免震装置の機能に加えまして、ゴムの中に鉛の筒を詰めた形で確保するというのと、揺れに対応できるダンパーを活用した免震装置を使っております、その中に東洋ゴムの製品がない、他社の製品を前提とした実施設計の構成になっています。

◎西森委員 大きい話になりますけれども、日本一の健康長寿県構想、2期でバージョン4まで来ているわけです。各年度のさまざまな課題であり、また目標も示されてさまざまな取り組みをしてきているわけですが、1期、2期とやってきた中で実際成果が出ているのかどうかですね。一つ一つ取り組みをしてきた中で、例えば、県民の寿命が実際どれくらい延びたのか、また健康寿命がどれくらい延びたのかとか、そのあたりはどう見ているのか教えてもらえますか。

◎中島健康長寿政策課長 まず、具体的な成果としては、平成25年度の乳幼児健診の受診率になりますけれども、構想前の平成21年度と比較して、1歳6カ月健診で9.1%ほど上昇しております。また、3歳児健診では8.8%上昇しております、ともに全国最下位を脱出しております。あと、がん検診の受診率につきましては、これも平成25年度の40歳

から 50 歳代になりますけれども、構想前の平成 21 年度と比較して、それぞれ 3.9%から 10.5%上昇しておりまして、特に肺がん検診は 50.8%と、もともと第 2 期構想で目標と定めておりました 50%は突破しておりますので、達成はしております。

◎西森委員 検診とかの目標に対して、一生懸命頑張ってその目標を全国レベルへ持ってきているとかはわかっているんです。実際それがどういう形で県民の寿命が伸びているのか、健康寿命がどれくらい伸びたのかというところなんです。いろんな取り組みは、最終的にはそこにつながっていくと思うんです。さまざまな検診を受けて、早期発見、早期治療をしていくことによって寿命が伸びる、健康寿命が伸びることになってくるわけですので、その最終的なところをどう見ているのかについて、教えてもらいたいと思っています。

◎山本健康政策部長 長寿県構想 2 期ですけれども、県民の寿命自体にこういう成果が出ましたと言えるところには残念ながらありません。先ほど私が説明しました 13 ページの死亡数の表がありますけれども、これが東日本大震災の関係で、2010 年を挟んだ、その次が出ておりません。今度、国勢調査にあわせて、平成 27 年を挟んで平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年の分が、平成 29 年か平成 30 年ぐらいには出ると思います。そのときに、先ほど言いましたように、壮年期男性死亡に焦点を当てて直接ここではないですけど、受診率を上げるとか、たばこ、高血圧ということでやってきましたので、最終的にこの山が全国平均まで行けば一番いいですし、そこまでは一気に行かないにしても、確かに山が大分減ってきたというところに持っていきたいとは考えております。個別の数値目標とかそういうのがまずないと、個々の取り組みはなかなかいきませんので。ただ、全体としては、今おっしゃっていただいた分はここを 1 つの目安で考えております。

◎西森委員 これからさらに細かい一つ一つの目標を立ててそれを達成していく中で、成果としてこれからあらわれてくるということだと思いますけれども。やはり 7 年やってきましたから、ある程度何か見えるというのは欲しいと思っているわけです。

◎山本健康政策部長 寿命とかとなるとなかなか厳しいですけど。保健関係でいうと、先ほど言いましたような低かった受診率が全国平均に近くなったというので、特定健診とか乳幼児健診とかがあります。それから、医師確保の関係が 2 年に 1 回の調査で、若手医師が 700 人から 50 人ずつ 200 人減っていたところが、何とか 10 人ぐらいのところまで来て、特に 20 歳代は奨学金制度もあって増加に転じています。まだ 30 歳代がすぐにはふえませんが。医師確保についてもまだ下げどまりましたなんて、胸を張ってはとて言えないですけど、効果が徐々に出始めたと思いますし、これから医師の奨学金を受けた方が 30 人単位で出てくれば、この方々に高知県に残っていただいて、地域医療を支えていただける方向性がやっと描けるようになったのかなと。これまではどうしてとめよう、確保しようという手段を一所懸命やってきましたけれども、ちょっと先が見えるようになってきたのかなと思います。

◎西森委員 いろんな県の施策は、最終的には県民の健康長寿につながっていかねばならないと思っております。そういう面では、寿命というのは非常に難しい部分があったとしても、こういったさまざまな施策を展開していく中で、健康寿命が確かに延びていっている。また、県の医療費なんかも削減の方向に向かってますよというように取り組んでいていただきたいということをお願いしておきたい。

◎吉良委員 子供のころからの健康的な生活習慣定着の推進ということですが、小中学校だとか保健所を含めて、公的な機関での取り組みが主です。若いお母さん方とお話すると、みずからも子供の食品の安全性についてはすごく興味があって、民間の研修だとか、あるいは講座なんかに積極的に出ていくことがあるんです。そうすると、保育園だとか保育士、幼稚園教諭等ではなくて、民間で食品の安全性についての運動をなさっている方々との連携も図りながら土台からきちんと世論を形成していくことも必要じゃないかと思うんですけれども、その辺社会的な指標としてどうとらえているのか、それぞれの食品安全にかかわる組織を。今まで接触したり、あるいは連携を図ることが考えられているのかをお聞きしたいと思います。

◎山本健康政策部長 子供のころからの健康的な生活習慣というもともとが、委員が言われたような大きなところから始まっている部分ではなくて、まずは「早ね早おき朝ごはん」も一緒ですが、大人になってから生活習慣を変えてくださいと、それは一生懸命やっているんですけれども、なかなか厳しい面もあるので、小さいところからというのでまず小学校で始めました。小学校だけではいけないので、幼稚園、保育園から始めなきゃいけないので、ことしからその取り組みを始めたところです。委員が言われた分については、食品・衛生課のほうで、食の安全安心審議会とか、一般的な食の教育とか、そちらはまた別途やっています。ただ、確かに全然連携がないということにはならないかもしれませんが、その分につきましては、小学校からおろした直後ですので、まだそこまでの連携にはなってないんですけれども、栄養の面、食品の安全・安心、そういう部分についても、どういう連携がとれるかは考えていきたいと思えます。

◎吉良委員 少子化対策も含めて非常に大事なことです。乳幼児の死亡率が高いことにもかかわってきますので、取り組みを強めていただきたいと要請しておきます。

◎依光委員長 以上で、質疑を終わります。

〈医療政策課〉

◎依光委員長 次に、医療政策課を行います。

(執行部の説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎大野委員 地域医療構想の策定についてですけれども、検討委員会のメンバーとか、どういった方がなられているのか。

◎川内医療政策課長 ワーキンググループは、設置を決めていただいた段階ですので、委員の委嘱等はこれからですけれども、医療従事者ということで、医師会や病院団体、歯科医師、薬剤師、看護師などの職能団体、介護事業の関係の方々、また医療を受ける側の立場として県民、市町村、それと医療保険士の代表。こういった顔ぶれの方々に構成させていただく予定です。

◎桑名委員 看護師不足についてですけれども、看護師が離職するときには、結婚とか子育てが一つのきっかけになる。そのおそれがない男性看護師をふやすことによって、離職する要因は解消できるきっかけにはなると思うんです。男性看護師は今、多くなってきているのか、そこら辺の状況を御説明いただきたいと思います。

◎川内医療政策課長 手元に性別の詳しいデータがございませんが、全体として男性看護師は増加傾向です。もちろん男性看護師、女性看護師にかかわらず、やはり子育て等で一定、就業支援の対策は講じなければならないと考えております。特に男性をふやす対策はとってきておりませんが、性別にかかわらず働きやすい環境づくりは進めていかなくてはならないと考えております。

◎桑名委員 性別でどうというわけでないけれども、男性看護師をふやしていくことは検討に値すると思うんですけれど。

◎川内医療政策課長 確かに男性の看護学校への入学者、就業者は現実には増加してきている状況ですので、男性の視点に立った場合でも、やはりさまざまな家庭環境等で就業支援をしていかななくてはならないと考えています。

◎山本健康政策部長 実際、入学式とか行くと、学校によっては1割、2割いたりとかというところがあります。男性をふやす取り組みがじゃあできるかと考えると、手法も含めてなかなか思いつかないと。ただ、課長も言いましたように、就業を男性だからしづらいということがあれば、そこは対応しなきゃいけないと思います。特に女性医師をふやす取り組みをしたわけではないですけれど、医師に進む方がふえてきているように、看護の世界でも男性はやはり大切ですので、役割があると思いますので、そこはふえていくんだらうなと思います。障害があれば何らかの対応は考えますけれど、積極的に何かができるかいうとそこはないのかなという感じはしております。

◎桑名委員 研究しておいてください。

◎浜田（英）委員 医療センターの精神病床のことです。現状はどうになっているのか。たしか小児は受けているけれども、成人のほうは。

◎家保健康政策副部長兼医師確保・育成支援課長 現在のところ、常勤医は子供を担当されている方はいらっしゃいますけれども、成人は山下副院長のみで、週1回外部の病院の先生方に来ていただいている状況です。常勤医の確保に向けては、高知大学医学部の精神科医教授の森信先生とかと親密に情報交換しながらぜひ来ていただきたいということでや

っておりますけれども、精神科医の状況が厳しゅうございます。1カ所を抜くとあとのところがまたずずっとというところがあって、なかなか新たな常勤医の確保には至っておりません。鋭意、健康政策部、それから精神を所管しております地域福祉部も一緒に高知医療センターの幹部の方々とできるだけ確保するように頑張っております。

◎**浜田（英）委員** 現在はベッドは遊んでいる状態か。

◎**家保健康政策副部長兼医師確保・育成支援課長** 多分成人については、入らずに院内のコンサルテーション部分を中心に山下副院長がされていて、あと外来なり、非常勤の方に少しお手伝いに来ていただいているように聞いています。地域福祉部の障害保健福祉課に聞いていただければ、直近のこととか詳細はわかると思います。

◎**坂本（茂）委員** 訪問看護の人材確保あるいは提供体制の充実についてですけれども、新たにこういう取り組みをすることで、人材確保等提供体制を充実させていこうということですが、それは事業所の側の要望、あるいは訪問看護師になりたい人の要望とかを満たす形の施策になっているんでしょうか。それ以外に、例えばこんなこともという要望があるけれど、なかなかそこまでは対応できないとかいった状況はどうかを教えてください。

◎**川内医療政策課長** この訪問看護につきましては、関係する訪問看護事業者の団体らとも意見交換をする中で、一つは採算性の問題等がありまして、昨年度助成事業を始めたということがございます。もう1点は、人材育成につきましては、県立大学と看護協会からの御提案を受けまして、県立大学での訪問看護師の育成事業を立ち上げることになった経緯がございます。いずれも現場からの御意見を伺う中で提案のあったものを事業として実施をしていっておりますけれども、さらにまだ足りていない部分はないのかとか、人材を育成して、その次をどうしていくかを今年度の検討課題として考えたいと思います。いずれにしても、現場の方々と意見交換しながらニーズをくみ上げていきたいと考えております。

◎**山本健康政策部長** 今言ったように、現場とは協議をしながらやっています、看護ステーションの協議会から、「育成の支援をぜひしてくれ」という要望をいただきまして、今回仕組みを詳しく説明しませんでしたけれど、結果として、大学の寄附講座で育成するようにしています。もう一つは、訪問看護は基本的に1人で行くことが多いので、新人の訪問看護師を雇うと、育成するためには2人で行って1人分は持ち出しになる。特に小さいステーションが多いので、なかなか現場で育成ができないので、何とか一人前に育てる仕組み、なおかつ人件費を見てくれというお話もいただいています、今回の仕組みは、ステーションで雇用をさせていただいて、その方を1年間大学で、もしくは、そこでスキルを身につけていただく半年間の人件費は県が支援する仕組みをつくっています。なおかつ委員が言われたように、これで十分かということ、それはまだまだあろうかと思っておりますので、

できるところから中山間の赤字補てん、人材育成に取り組んできています。なお今後、訪問看護の定着にこういうものがあるというのであれば、そこはまた積極的に聞きして。ただ、できる範囲もありますけれど、積極的にやっていきたいということで、協議会側とも話をしている状況です。

◎坂本（茂）委員 特に中山間の人材が不足しているんだろうと思います。たまたま私も知っている方がこれからはそういう勉強をしなければならないということで、わざわざ県外の学校の通信教育を受けたりしながら、勉強をしたいという現職の看護師がいることもあるので、先ほど言われたように、そういうニーズをずっと把握されているなら、それは継続していただいて、できるだけ体制を拡充していくことをお願いしておきたい。

◎依光委員長 ほかに。

なければ、私から1点。看護の心普及・ナースセンター強化事業、看護師の復職のところですけども、退職時に努力義務化された届け出とあります。ナースセンターが病院に併設されているものか、別組織なのかというのがあるんですが、結婚の時点で退職されたのか、それとも職場環境の合う合わないで退職されたのか、そこら辺が情報として残っていくのかどうかを教えてほしい。出産とかであればすぐに復職になると思うんですけども、職場環境であれば何か改善してから声をかけないといけないとか、その辺の情報は収集しているのでしょうか。

◎川内医療政策課長 ナースセンター事業ですけども、これは従前から高知県看護協会に委託をしております。離職をされた方は、まず、国の届け出様式にしたがってナースセンターに届け出をしていただくこととなります。届け出項目につきましては、氏名とか離職してからどこにいるのか、年齢、性別といった情報となります。本人の同意をいただいた上で、ナースセンターからもろもろの再就業の情報などを離職された方に提供していきながら、離職はされても必ずそのチャンネルはつないでいく体制となっております。

◎依光委員長 どういったところで離職をしたかという内容は、この機会にしかなかなかとれないかもしれないので、そこら辺は個人情報とかいろいろあると思うんですが、そういうところもぜひ検討していただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

ここで15分ほど休憩とします。再開は午後3時25分としたいと思います。

(休憩 15時7分～15時24分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈医師確保・育成支援課〉

◎依光委員長 次に、医師確保・育成支援課を行います。

(執行部からの説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 あき総合病院はG Pの養成機関でもありますが、たしかG Pを教えることのできる先生が2人ぐらいいたかと思います。G Pの育成状況についてはどうですか。

◎家保健康政策副部長兼医師確保・育成支援課長 あき総合病院の的場医師が中心になりまして、幡多けんみん病院の川村医師と、県立病院でも総合診療医の養成プログラムを行いまして、この4月からお二人が3年目からあき総合病院で研修をするということで、最初はあき総合病院ですけれども、半年ぐらいたつと幡多けんみん病院ということで、県立病院同士でネットワークを組みながらやりますし、そこから1年たつて2年たてば、僻地の診療所にも出ていく形で、3年で一応プログラムを終えるようになっております。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈医事薬務課〉

◎依光委員長 次に、医事薬務課を行います。

(執行部からの説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 高知家の健康づくり支援薬局の方は、私の地域でも随分目に見える形で活動してくれていまして、イベントとかに来てブースを構えたりすると地域の方はすごく行列になったりとかいうことで、非常にいいなと思っています。そういう地域ごとの活動は、県として集約されているのかどうか。例えば1年間の実績としてどういう活動があったとか、支援薬局の指定を受けている薬局の中でどれだけが活動に参加があったとか、そういう実態の把握を年々されておるのかどうか1つお聞きしたいのと。

もう一つは飲み残し薬にかかる服薬管理支援の推進というのは、患者がきちんと服薬せずに飲み残したのか、あるいは医師の側の過剰投与という部分があるのか。そこまで含めた管理支援がされているのか、この辺について教えていただきたいと思います。

◎西森医事薬務課長 まず1点目の健康づくり支援薬局の活動ですが、支援薬局については、昨年9月から認定を始めました。現在の仕組みの中では、それぞれの薬局が個別にどのような活動をしたかをまとめて報告していただくことにはなっておりませんが、例えばお話にありました地域の健康祭りでの活動実績などもお話をいただいております。例えば、昨年9月から12月までの期間の中で、全支援薬局で1万1,000人以上の県民に高血圧対策についてお声がけをしたといったデータも取りまとめております。今年度の取り組みにしても、昨年度、支援薬局で活動していただきました薬剤師から、さらに活動を進めるためにはどのようなものが必要かといった御意見をいただきまして、例えば薬剤師が必要とす

る情報の提供とかいった工夫もしながら進めているところです。

あと2点目の飲み残しですが、昨年度は県内の薬局に協力をお願いしまして、薬局に患者のおうちにあるお薬を持ってきていただきまして、薬局の店頭で薬剤師と患者でお話をしながら、これがどういう理由で残っているかも含めて調査をさせていただきました。実際にある飲み残し、よく言われますのが、飲み忘れてしまったといったこと、例えば1日3回服用するようになっているけれど、つい朝飲み忘れたとか、出先に持っていくのを忘れたとか、そういったものもございます。あと、例えば30日間とか長い期間のお薬が出ますと、その期間の中で症状が改善されてきて飲まずに済んだお薬が残っているとといったものもございます。またお薬をきちんと飲むことについての理解が十分でなかったりとか、飲み残しの原因はさまざまです。確かに患者が幾つもの医療機関にかかることで、重複投薬とかいった問題もあろうかと思いますが、明らかに医者がお薬を出し過ぎてといったことは、昨年度調査した事例の中では、特には出ていませんでした。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈国保指導課〉

◎依光委員長 次に、国保指導課を行います。

(執行部の説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 国民健康保険の制度の見直しの関係で、市町村と都道府県の役割はこの間もずっと議論されてきて、ある程度見えてきている部分があると思うんですけども、さっき言われた今後細部を注視していかないといけないという意味において、被保険者に対する影響がこの見直しによってどう出てくるのかとかいうところで、県として今の見直しの中で、まだ見えていない部分はどのような部分があると把握されていますか。

◎伊藤国保指導課長 基本的には、国民健康保険制度の運営につきましては、对被保険者に関しては大きな変化はないと考えています。先ほど言いましたように、国民健康保険運営に関して、今までは各市町村が単独で行っていましたが、財政部分の運営責任を県が負う。平成30年度からそういった話になるんですけど、財政運営の仕方、まず県が県内の国民健康保険の医療給付費の見通しを立てます。その医療給付費の見通しに基づいて市町村ごとに、各市町村の医療水準とか所得の水準に応じて、各市町村に対して分賦金、結局県内の医療費を賄うためのお金を負担をしていただく形になっていきます。県から示されました分賦金に応じて、各市町村内の被保険者に対して今までどおり保険料の賦課をしていただく、ここの部分が変わってきます。例えば高額な医療費が発生した場合に、財政が非常に不安定になるような小規模な市町村が高知県の場合特に多かったと。そういった

部分は、都道府県が広域化で担うことによって財政の安定化が図れると考えています。まだ国で細部が決められていないのは、例えば分賦金の各市町村への配分の方法。医療水準、所得水準に応じてとかは言われていますが、具体的にどのような形で市町村に対して分賦金を配分していくのか。そういったことについては今のところまだ決まっておりません。これから先、国で検討しながら、その辺に応じて、各市町村とまた話しながら県内の分賦金なんかもどうするかを決めていきたいと考えています。最低平成 29 年度にはなると思います。

◎坂本（茂）委員 それまでの間、そういう詳細を詰めていくときに、高知県として国に意見反映をしなければならないこととかは出てこないですか。

◎伊藤国保指導課長 先ほど言いましたように大枠で見直しが決まりました。国民健康保険の運営の方法、あと財政の支援方法についても、後段の部分の 1,700 億円、平成 29 年度からの部分なんかについては、まだどのような形で各都道府県・各市町村へ配分になるのかは決まっておりませんし、先ほどの運営方法についても決まっていない部分がありますので、検討状況を見ながら、県として、これはやはり具合が悪いなというのであれば、全国知事会などを通じて国に対しては意見を言うていくことが必要と思っています。

◎大野委員 さっきの地域医療構想ですけども、あれは今の国民健康保険の運営主体が変わることを見越した上の構想を計画しているということによろしいですか。

◎山本健康政策部長 国民健康保険だけではなくて、2025 年の団塊の世代が後期高齢になるときに医療需要は絶対ふえる。それにどう対応していくかという社会保障制度全般の中で、国民健康保険の都道府県化が平成 30 年です。それから地域医療構想は今年度中につくれですけども、実質平成 30 年に向けて医療保険も介護保険も国民健康保険も全部変わっていきます。ですから、都道府県が国民健康保険の運営主体になることも含めて、県が責任を持って、都道府県のこれからの医療需要に合った、さまざまな改革をしていきなさいという流れにあるのは事実です。ただ、最終的には国が責任を持つ部分もありますので、そこは制度設計の中で、「いや、こういうふうにしてもらわないと困る」とかというのは今もやっています。そういう意見を話しながら、言われるように県が責任を持ってやる方向にしているのは事実です。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈健康対策課〉

◎依光委員長 次に、健康対策課を行います。

(執行部の説明)

◎依光委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 土曜・日曜のがんの検診は素晴らしいことですが、これはこの実施医療機関で、ことしに限っての取り組みなのか。これから恒常的に土・日やってくれるものなのか。

◎福永健康対策課長 まず土・日の検診ですが、集団検診に関しては既に延べ100回程度は実施しております。今回、新たに実施しますのは医療機関において受診券を持って受診する、それができる市町村と契約していない市町村があるんですけれども、それを今回新規に行うものです。現在のところ、いつまでとはよういりませんが、かなり受診していただけることは見込めますので、当面の間、この施策は続けていきたいと考えているところです。

◎桑名委員 ちなみにこれはどこですか。

◎福永健康対策課長 産科とそれから乳がん検診について実施する予定でして、産科はおおむね十数医療機関、それから乳がんも数カ所行う予定です。ただし、通年というわけにはいきませんので、10月のがんと向き合う月間を中心に秋に実施する予定としております。

◎吉良委員 難病対策の推進ですが、難病相談支援センターに私も行かせてもらいました。それでやはり心配なのは、離れ小島じゃないけれど、今までずっと本部でやっていたのが、センターを受託した方々は今までどおりに難病関係のことをずっとやっているんですけれども、新たに今度300疾患もふえてくるということで、非常に不安が感じました。例えば、患者の皆さんにお知らせしないといけないけれどもそのすべがないとか、今までは全部本課がやってくれていたけれどもとか、周知徹底させる情報を提供していくということではホームページをつくりたいと、ところがそのすべを自分たちが全然持っていないということもあるんです。すごく体制を強化したとするためには、まだしばらく支援をしてあげないと、戸惑いながら運営していますので、大変じゃないかなと感じました。具体的な相談体制も含めて、今のセンターの方々との支援のあり方、どのようなことをしているのかも含めて、お考えを聞きたいと思うんですけれど。

◎福永健康対策課長 立ち上がったばかりで、まだよちよち歩きと言ったら変ですが、そういう状態であることは確かに間違いないですが、相談体制ですので、専門的な相談員とそれからソーシャルワークのできる相談というところが必要です。現状でその配置はさせていただいたところですが、他県で具体的にどのような進め方をしているかも参考にさせていただく。それから他県との交流も含めてノウハウを身につけていただいで進めていくところが必要になると思います。私どもも距離的にここと離れているということもあるんですが、担当者もセンターに行っておりますし、またセンターからもこちらとしばしば運営について相談をさせていただいておるところです。問題というのは、今まで1カ月たっておりませんので、これからいろいろ出てくると思いますが、委員がおっしゃるお話はすべて重要な話だと考えておりますので、少なくとも利用される方が困ること

がないように、始まったところですので、運営に関しては初めはどうしても試行錯誤の部分もあるかとは思いますが、私どもとしましては、センターができたからその部分はもう大丈夫というのではなくて、センターをつくったことをきっかけに、そこを核とできるような形で進めたいと考えております。

◎吉良委員 本当に不安に思っているんです。だからそれなりの対応をしていただきたい、具体的ないろいろありますけれども、その姿勢をぜひ部長にもお聞きしたい。

◎山本健康政策部長 難病の方々への相談機能をより充実させたいということで県としてつくったわけですので、立ち上がり即、順調にはなかなか厳しいだろうなと思います。委託したからお任せということではなくて、より充実できる方向でいろんな御相談もさせていただきながら、役割分担もきっちり必要でしょうけれど、最初から余りそういう話ではなくて、一緒に育てていくという方針ではいきたいと思っています。

◎吉良委員 よろしくをお願いします。

ビキニ環礁にかかわる講習会と診療があったんですけれども、それぞれの課題、あるいは今後の問題点などを含めて報告をしていただきたいと思います。きょうじゃなくても結構ですけども、特に私がお聞きしたのは、市との関連がうまくいってなかったんじゃないか。それから県の担当者の姿も余り見えなかったということ。準備段階はすごくやってくださったんですけれども、実際問題として今後、生活支援をどのようにしていくのという課題も見えてきているように感じます。報告を含めて、今後の課題なども明らかにしていただければと思うんですけれども、ぜひそういう取り組みをお願いしたいと思います。

◎依光委員長 要請でよろしいですか。

◎吉良委員 要請ですけども、そういう声にこたえることについてどう思われるのかをお聞きしたいと思います。今後のことも含めて。

◎山本健康政策部長 御存じのとおり経緯の中で、県として、不安を持たれている方へのできるところの対策から取り組もうというので健康相談をやっております。ただ、生活支援云々の話の部分まで県としてすぐ何かができるかという、それはなかなか難しいかなど。健康相談とかはできますけれども、生活支援になると、どんな形ができるのかも含めて、まだそこまでのところがわかっていません。大事なことは、客観的な事実がいろいろ出てきている中でどうなんだということを国に対して明らかにしてくださいという話をまずする。それをした上で今回、国もそういう検討の組織をつくっていただきましたので、そこをまずしっかりやってくださいというところが1つ。県内でそういう被曝のおそれのある方、実際された方もおいでるかもしれませんが、その部分については、県としてできることはまずは不安解消のためのいろんな取り組みをしていくことですので、去年の取り組み1回で終わりということではなくて、そこはやっていきたいと思っています。

◎吉良委員 引き続き継続してよろしくをお願いします。

◎坂本（茂）委員 1つだけ。産後ケアに対するニーズ調査の関係ですが、ここにコンパクトにまとめてありますが、例えば私たちが入手できるものにまとまったものはあるんでしょうか。

◎福永健康対策課長 調査報告書につきましては、ホームページ等ではまだ公開しておりませんが、公表可能な段階でございます。また、今回の調査結果につきましては、厚生労働科学研究の一環として行っておりますので、いずれ国立保健医療科学院のホームページで公開されることとなっております。入手はこちらに言っていただいたらすぐできますし、公表できるデータです。

◎坂本（茂）委員 そしたら、お構いがないときに回していただけたらと思います。

◎加藤副委員長 1点だけですけれど、この予算体系表の3番の難病患者等支援事業費ですが、平成26年度と比べて大幅に減少している原因とその事業の内容を御説明いただけますか。

◎福永健康対策課長 この事業ですが、平成26年度まで、地域医療再生事業の基金で行われていた事業として、保健師のマニュアルの作成や、特に栄養士を中心とした専門職の研修、保健師等の研修も含めまして、病診でまた保健と医療の連携を行うための紹介状システムの作成、それから医療連携を行うための会議の設置等を3年間、おおむね1年間1,000万円程度の基金事業でやってまいりましたが、昨年度に基金が終了しまして、今年度はこの中の啓発的な部分、それから要望的な部分、指導的な部分につきましては、健康長寿政策課が所管しております生活習慣病予防に対する対策の中で一緒に行うこととなりましたので、ここの部分をのけて、医療連携等に関する部分や人材育成に関する部分、また会議等にかかわる予算が47万4,000円ということです。3年間の基金事業の終了に伴う減です。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈食品・衛生課〉

◎依光委員長 次に、食品・衛生課を行います。

（執行部の説明）

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 1点だけ。広域火葬体制整備事業費は具体的に手が挙がっているところはあるんですか。

◎安藤食品・衛生課長 宿毛市と四万十町、それから高幡広域市町村圏事務組合の3カ所から手が挙がっております。いずれも非常用発電設備を要望されています。

◎浜田（英）委員 額的には小さいけれども、火葬場本体に対する補助金なんかはない。

◎安藤食品・衛生課長 それは構えておりません。

◎坂本（茂）委員 構想冊子の123ページはこの課が全体を網羅した形で対応しているということですか。

◎安藤食品・衛生課長 そのとおりです。

◎坂本（茂）委員 その中で、特に上水道の耐震化率です。基幹管路が現状で30.7%で、国の補助事業の採択要件が厳しくて耐震化の取り組みが進んでないという課題がある中で、今後、支援制度の拡充に関する政策提言をして、それで少しでもということですが、その先にある姿が34.8%ですよ。30.7%から34.8%で目指すべき姿と言えるのかどうか。本当はもっと耐震化率を高める。そのために、県選出の国会議員らも使ったりとかいろいろしながらやっていく必要はないですか。

◎安藤食品・衛生課長 今月も政策提言に行く予定をしておりますし、簡易水道協会を通じて国会議員にも要望を出しております。

◎坂本（茂）委員 その上で目指すべき姿が34.8%というのは、県内でこれだけ耐震化を図れば、発災時に一定の水は確保できる数値ですか。

◎安藤食品・衛生課長 当然そういう数ではございませんけれども、ひとまずその目標値を持って進もうというものです。

◎坂本（茂）委員 公的な上水道だけではなかなかしのげないということで、防災に取り組んでいる人なんかは、みずから浄水装置を避難所へ構えたり、あるいは個人で構えたりしているわけです。県から見て、そういうふうに備えていることについては、それで大丈夫ですよ。衛生上もそういう対応で水は飲んでいただいて結構ですという判断なのかどうか。今市販されているそういう簡易キットで備えている。これだけしか耐震化が図られなかったら、それで備えるしかないわけですよ。そういうところについて県はどう判断されますか。

◎安藤食品・衛生課長 今そこに衛生的な確保ができるということを断言できる状況にはございませんけれども、まずは耐震に対する備えが第一。それから、各自が水の確保をしていく以外は考えられないと思っています。当然、県として、耐震化を進めるべく、国に対して補助額の要望を進めていくことになろうかと思えます。

◎坂本（茂）委員 今後の課題として、ぜひ。今いろいろ言われている、例えば、食料備蓄を初めとして、当然水もそういう意味では、こういった使えるものともう一つは備蓄しておく。ただ収容避難所への備蓄も限りがある。あるいは避難者がみずからペットボトルを3日分抱えて避難するのは、重さからいって無理な話で、そんなことを含めたら、浄水キットだとかそういうものも一定備えることも1つの方法として議論がされるわけです。そんなときに、県が衛生管理上オーケーですよと、相談を受けたら判断をしてあげられるのかどうか。そののころも考えていただかないと、それも含めて自己責任ですよと、自助ですよとなるのかどうかですけれど。

◎安藤食品・衛生課長 そのキットがどの程度の安全性を保っているかというのは、恐らく、どこが所管しているのかはわかりませんが、許認可を出すものではないかと思うんですが、なおそれは今後調べてみます。

◎山本健康政策部長 水道についてはおっしゃるとおりの部分があります。避難所での水の確保については、井戸であるとか、どう水を確保するかというのは、危機管理部、地域福祉部を含めてやっております。私どもは水質の管理の検査は職員がやりますということと、それから水道については、御承知のように公営企業ということで、基本的には水道料金を上げてやりなさいが国の考え方です。水道料金がすごく高いところについては支援する補助制度があります。高知県の水道料金は極めて低くて、私どもはそうは言っても耐震化はそれと別ということですからずっと国には話をしているんですが、予算の問題やそもそも水道料金を上げてやるのが基本原則です、水道は公営企業というところがあって、今とまっています。ただし、今のままでいいわけではないので話はしてはいますが、なかなか厚い壁があるのが現状です。

◎依光委員長 よろしいですか。ほかに。

なければ私から1点、食品衛生管理指導費だったと思いますけれども、ジビエの話がございました。鳥獣対策課も頑張っていて、シカ、イノシシをとっているわけですが、食肉の法律の関係でなかなか流通がしにくいということがあったと思うんです。例えば牛とか豚とかの家畜と、シカ、イノシシはまた違うと思うんですけれども、これから流通も含めて指導してふやしていくような考え方でやろうとされているのか、それはいかがですか。

◎安藤食品・衛生課長 牛、馬、豚、綿羊、ヤギという動物は、先ほどお話ししました食肉検査所で獣医がすべてを検査しております。ただ、野生鳥獣、シカ、イノシシは獣医が直接検査をするわけではありません。ある程度知識を持っております食肉処理施設、食品衛生法で許可をとっている解体の方に知識を持っていただかなくてはなりません。うちとしてはその衛生指導をガイドラインをつくりましたので、それで皆さんにお知らせしながら、撃つ方から含めて、解体をされる方、お肉を処理される方、販売される方、食べられる方、飲食店も含めて、そこまでの一連のガイドラインをつくりました。それを広めていくことで、県外にも流通可能なジビエをつくっていきたくて考えております。

◎依光委員長 ジビエは非常に有望だと思っていて、うちの地元でも「シカ肉の日」を行ってきたんですけれど、すごい人が来て、期待も持てる場所なので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、健康政策部の業務概要を終わります。

◎山本健康政策部長 1点だけ申し上げます。桑名委員から御質問をいただいた男性看護師のデータですけれど、平成26年で8%です。従事者届で1万3,600人のうち1,091人で

すので、1,100 人ぐらい男性がおります。養成校の男性割合は2割になっていますので、年々増加傾向にはあります。全国が4.7%から6.7%ぐらいですので、1.3%ぐらい高知県は高い状況です。

◎**依光委員長** 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。あすは午前10時から地域福祉部の業務概要の聴取を行います。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時50分閉会)